

事 務 連 絡
平成18年3月1日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬算定・指定基準の解釈通知に規定する内容について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年2月下旬以来、各地で全国介護保険担当課長ブロック会議を開催し、平成18年4月施行に係る関係法令新旧等についての案をお示したところでありますが、平成18年4月の介護報酬改定に係る報酬・基準の関係法令については3月中旬に公布を予定しているところです。それに併せて、平成18年4月の介護報酬改定に係る報酬算定・事業者指定の解釈通知についても、同時期に発出を予定しているところでありますが、当該通知の規定内容についても、現段階の検討案を情報提供いたします。

なお、当該資料は、関係者の準備に資するため、現段階の案を整理したものであり、今後、変更があり得る旨ご承知おき下さい。

<介護報酬関係>

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係

TEL : 03-5253-1111 (2176、3960、3949)

<指定基準関係>

厚生労働省老健局振興課

基準係・法令係

TEL : 03-5253-1111 (3983、3937)

<介護報酬関係>

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（仮称）

<基準関係>

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第43号）

- 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）

- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第45号）

※ 非常災害対策等の規定について、今後修正の予定。

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年老企第25号）

※ 短期入所生活介護・短期入所療養介護について、追って情報提供。

※ 介護予防サービスについて、追って情報提供。